

大分県報

令和五年
号外（二）
一月十七日

（火曜日）

目次

告示

家畜伝染病の発生……………一
家畜等の移動の禁止又は制限……………一

○告示 示

大分県告示第二十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

令和五年一月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 家畜伝染病の種類
高病原性鳥インフルエンザ
- 二 家畜の種類
鶏
- 三 患畜又は疑似患畜の区分
疑似患畜
- 四 羽数
約五万五千羽
- 五 発生場所又は区域
佐伯市
- 六 発生年月日
令和五年一月十七日

大分県告示第二十五号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜等の移動制限に関する規則（昭和三十年大分県規則第三十三号）第三条の規定により、次のとおり家畜等の移動を禁止し、又は制限する。

令和五年一月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 家畜等の種類

鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ、ほろほろ鳥及びだちょうの家きん並びにそれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品

二 禁止又は制限の対象となる地域

1 移動制限区域

佐伯市宇目大字重岡（蔵小野の地区に限る。）、宇目大字小野市（中津留、釘戸、上小野市及び下小野市の地区に限る。）、宇目大字南田原（田代の地区に限る。）及び宇目大字千束（河尻の地区に限る。)

2 搬出制限区域

佐伯市直川大字仁田原及び直川大字横川、本匠大字堂ノ間、本匠大字上津川及び本匠大字山部、宇目大字南田原（田代の地区を除く。）、宇目大字小野市（中津留、釘戸、上小野市及び下小野市の地区を除く。）、宇目大字大平、宇目大字河内、宇目大字木浦内、宇目大字木浦鉾山、宇目大字塩見園、宇目大字重岡（蔵小野の地区を除く。）及び宇目大字千束（河尻の地区を除く。）並びに豊後大野市三重町大白谷、三重町中都留、三重町鷺谷、三重町奥畑及び三重町山部

四 期間

当分の間